

# 「へき地等におけるオンライン服薬指導の導入の手引き」 に係る説明会プログラム

## 医師から見たへき地等の医薬品提供に対する期待



---

令和7年3月18日（火）

山口県立総合医療センター  
へき地医療支援センター長  
原田 昌範  
（山口県へき地医療支援機構専任担当官）



# 本日、お伝えしたこと

---



- 1 へき地の医療体制の維持に遠隔医療の活用が有効
- 2 へき地離島でのオンライン診療では、看護師との連携（DtoPwithN）が有効
- 3 看護師は原則として薬を渡せず、薬局薬剤師との連携（多職種連携）が重要

# 山口県のへき地医療の現状と課題



## 県全体の人口減少、過疎化、高齢化

- 医師の地域偏在 (特にへき地)
- 若手医師の減少 (医師の平均年齢は全国2位)
- 高齢医師の引退 (後継者不足)
- 診療科の偏在 (総合診療医が少ない)
- 働き方改革 (これから支援が減る可能性)
- ダウンサイジング (病院の診療所化等)

へき地医療を持続的に確保するための  
「手段」の一つとしての「遠隔医療」

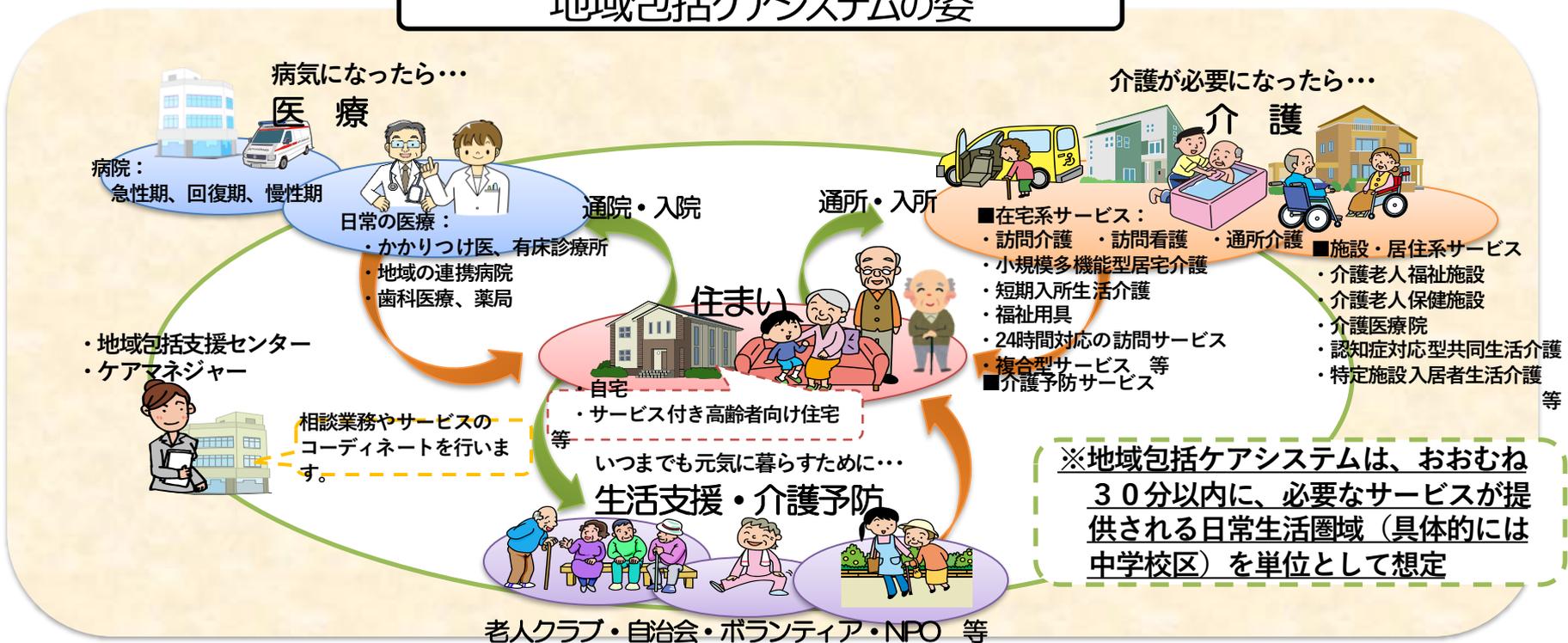
ゴールは離島へき地でも「地域包括ケアシステム」

# ゴールは「地域包括ケアシステム」



- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても**住み慣れた地域**で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援**が**一体的に提供される地域包括ケアシステム**の構築を実現していきます。（以下省略）

## 地域包括ケアシステムの姿



# オンライン診療 これまでの経緯



- オンライン診療(遠隔診療)は、対面診療の補完として、離島やへき地の患者など限定的に行われることが想定されていたため、日常的に行うものについては、これまで、明確な基準やルール、特化した診療報酬がなかった。
- 近年の情報通信技術等の著しい進歩により、オンライン診療に対する現場の要請が高まってきたことに伴い、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を発出、平成30年度診療報酬改定において「オンライン診療料」等を創設。

近年、情報通信技術の著しい進歩  
ICTを活用した診療の実施例の増加

平成30年3月

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を発出

平成30年度診療報酬改定

「オンライン診療料」等を創設

平成27年8月(事務連絡)  
「離島、へき地」については  
あくまで例示

平成9年12月(医政局長通知)  
「離島、へき地の場合」などの  
遠隔診療を認める



オンライン医療の推進について 平成30年10月29日(月)より

# へき地において遠隔医療に期待すること



「医療資源の限られた地域においても、患者・医療従事者の安心・安全につながる医療・地域包括ケアシステムの持続的な確保」

① 医師が近くにいなくても医療が届く：

Doctor to Patient , Doctor to Patient with Nurse

② 遠隔地でも専門医や指導医に相談できる：

Doctor to Doctor

③ 多職種が支援できる（薬剤師、栄養士、リハビリ、、、、）

○ 山口県の遠隔医療（オンライン診療含む）の導入に向けての取り組み

1) 自治医大の派遣先にクラウド型電子カルテの導入

2) 山口県へき地遠隔医療推進協議会の設置

「課題の整理とモデルの検討・顔の見える関係づくり」

# 厚生労働行政推進調査事業（原田班）



2019年11月～ 前野教授（つくば大学）の分担研究として活動開始

## 「へき地医療の推進に向けたオンライン診療体制の構築についての研究」

(H30-医療-指定-018)

- 国内の離島へき地におけるオンライン診療の現状と課題
- へき地におけるオンライン診療モデルの検証@山口県
- 海外視察（米国，豪州，英国，デンマーク）
- オンライン服薬指導と電子処方箋
- ネットワーク・セキュリティ
- 小児、産婦人科領域における遠隔医療

令和元年度（2019年度）の研究報告書

[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2019/193011/201922037A\\_upload/201922037A0004.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2019/193011/201922037A_upload/201922037A0004.pdf)

令和2年度（2020年度）の研究報告書

[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report\\_pdf/202022011A-buntan1.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202022011A-buntan1.pdf)

2021年4月～ 主任研究として（3年間）

## 「海外の制度等の状況を踏まえた離島・へき地等におけるオンライン診療体制の構築についての研究」（課題番号：21IA2007）

令和3年度（2021年度）の研究報告書

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/158816>

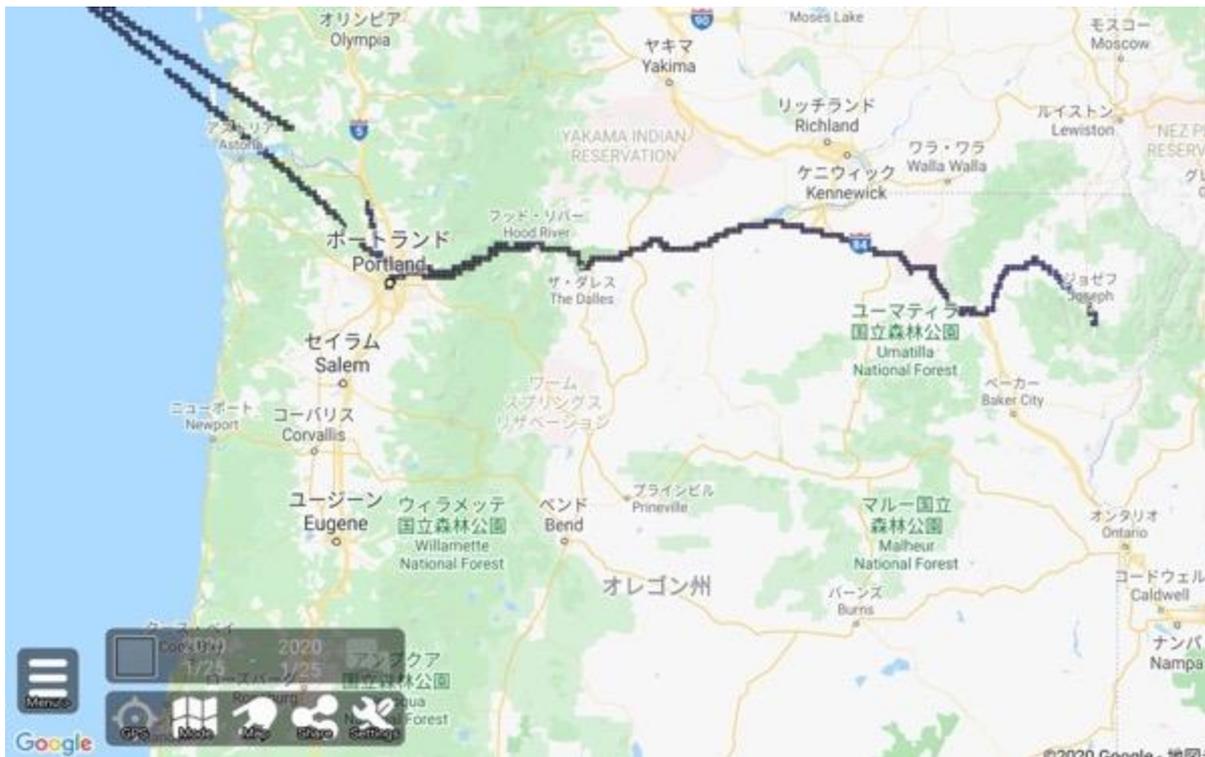
令和4年度（2022年度）の研究報告書

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/164870>

令和5年度（2023年度）の研究報告書

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/170722>

# 米国へき地の好事例：Virtual Care & Visit



オレゴン州ワローワ郡  
(エンタープライズ)  
人口 7,100人  
面積 8145km<sup>2</sup>≒静岡県



脳卒中の遠隔医療  
「D to D」



# 米国の好事例：へき地で「D to P with N」



介護施設（看護師が訪問）

- エンタープライズで23症例のオンライン診療を見学
- アクセス障害(地理的, 物理的, 心理的)の解消が目的
- 多くの対象者が高齢者(難聴, 低いITリテラシー)
- 看護師(14例), 薬剤師(6例)の介助による質の高い運用
- メディカルアシスタント(MA)の補助
- 良好な医師患者関係を構築した上で実施
- チーム医療を重要視(チャットによる密な連絡)



患者宅（薬剤師が訪問）



へき地診療所（かかりつけ医）

# R2 山口県で実証開始 ①~④ : D to P with N



## ○ケースA:へき地巡回診療(同一二次医療圏):D to P with N

診療日以外の予測内の症状(A-1)・診療日以外の予測外の症状(A-2)

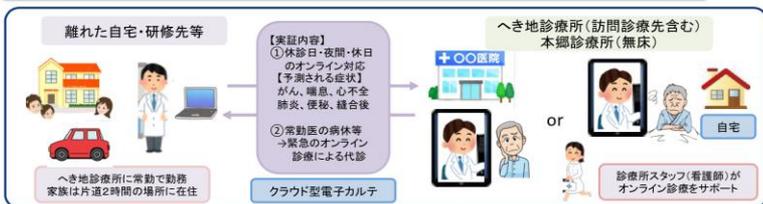
○山口市柚木(160人) 週1日(木曜日)に公民館で巡回診療(周辺地域の訪問診療に対応)



## ○ケースB:常勤体制のへき地診療所:D to P with N

常勤医不在時(B-1)・緊急のオンライン代診(B-2)・オンラインによる在宅診療(B-3)

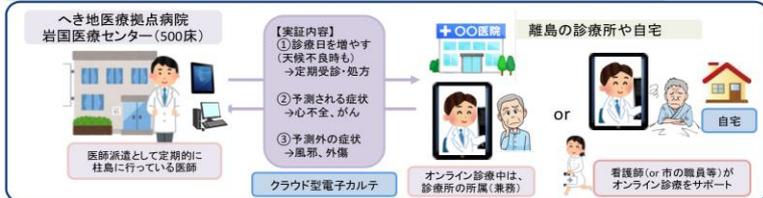
○岩国市本郷地区(700人) 週4日診療(毎週水曜日は研修日・片道2時間の距離に在住)



## ○ケースC:離島へき地診療所(同一医療圏・異なる医療機関への医師派遣):D to P with N

天候不良時(C-1)・診療日以外の予測内の症状(C-2)・診療日以外の予測外の症状(C-3)

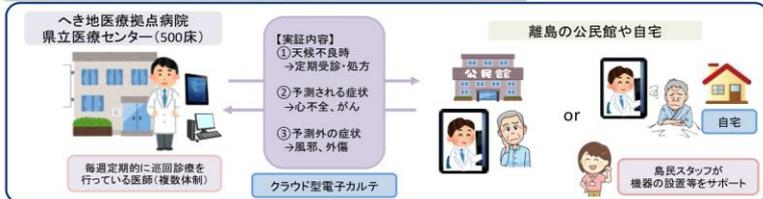
○岩国市柱島(島民150人) 月2日(木曜日)に岩国市立柱島診療所で診療(医師派遣)



## ○ケースD:離島巡回診療(異なる二次医療圏):D to P with N

天候不良時(D-1)・診療日以外の予測内の症状(D-2)・診療日以外の予測外の症状(D-3)

○萩市相島(島民140人) 週1日(火曜日)に公民館で巡回診療



岩国市で補正予算



萩市相島巡回診療



# 実証におけるインタビュー結果



日本のへき地でも  
「D to P with N」



90歳代，男性

- 「先生と話して安心した。」
- 「こんな便利な物があるなら、ずっと家におれる。」
- リアルタイムビデオ通話により、表情、声のトーン、話す姿などから全身状態を判断するための有益な情報が得られた

## ○メリット

欠航や大雪等、天候不良時にも診療可能  
医師が体調不良時にもオンライン代診  
医療機関までの長距離移動がない  
経済的負担の軽減（タクシー・船代）  
長時間の移動による状態悪化の回避  
感染対策（コロナ対応）  
いつもの主治医の顔が見えて安心  
患部や動きが直接見える

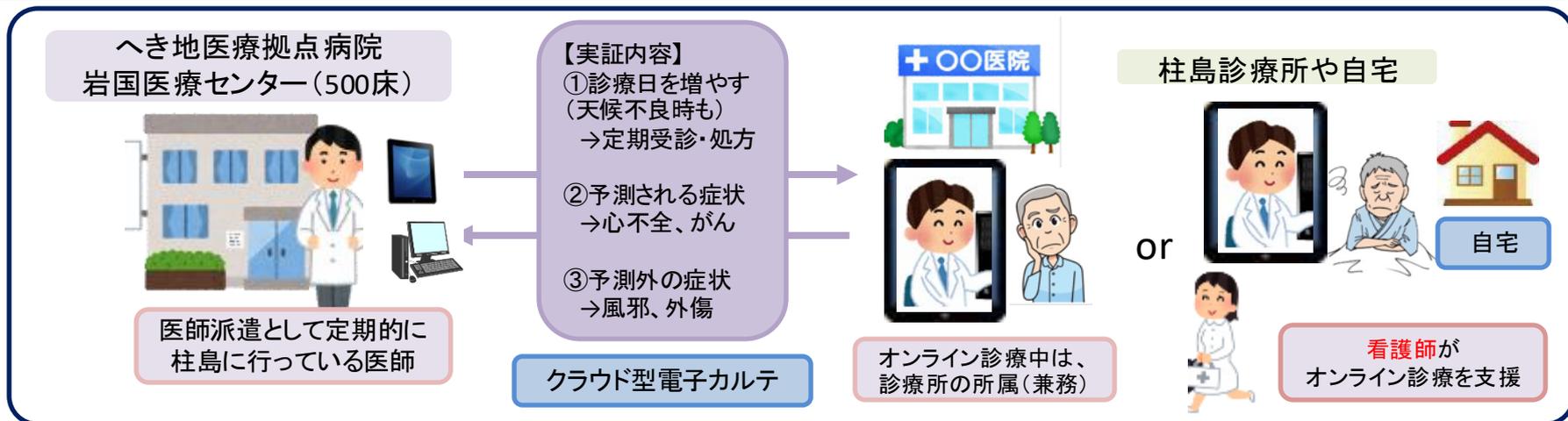
## ○課題

診療報酬  
関節注射等の手技や処置  
難聴や認知症の場合のコミュニケーション  
デバイスの設定と使い方  
見たいところが見えない  
トラブルシューティングへの対応  
デバイス・システム等の導入・維持コスト  
へき地のネットワーク環境

# 離島へき地におけるオンライン診療には「D to P with N」が有効

【研究班の実証ケース】 岩国市立柱島診療所（常勤医なし）

- ・同医療圏のへき地医療拠点病院から月2回、医師が派遣される。島民は診療日を増やしてほしいと要望。
- ・令和2年から実証開始。本土から看護師のみ離島にわたり、オンライン診療を支援し、診療日を増やす。



・オンライン診療「D to P with N」は、患者の同意の下、看護師が患者のそばにいる状態での診療である。医師は診療の補助行為を看護師等に指示することで、予測された範囲内における治療行為や予測されていない新たな症状等に対する検査が看護師等を介して可能となる（オンライン診療の適切な実施に関する指針）。

・離島等の診療所においては、荒天等により医師及び薬剤師がやむをえず不在となる場合に、一定の条件のもと医師又は薬剤師が確認しながら看護師が一定の薬剤を患者に渡すことができる（令和4年3月23日厚労省事務連絡）。

【オンライン診療において「with N（看護師）」のメリット】

- ① 医師が現地にいなくても、通常のオンライン診療に比べて、質の高い診療（検査、処置）を届けることができる。
- ② デバイス操作が困難、難聴、認知症などの高齢者にも対応できる。
- ③ 急患対応時の看護師の精神的な不安を軽減。特に緊急オンライン代診には看護師は必須。

課題

- ・デバイスの操作など、オンライン診療支援に必要なスキルの習得。普段からの医師とのコミュニケーション。
- ・看護師によるオンライン診療支援には多大な人的コストやスキルが必要。

# 看護師と連携（D to P with N）のメリット



- 看護師が近くにいることで、**患者も医師も安心**できる  
（特に初診やグループ診療で普段と異なる医師が診療する場合）
- 診察前の問診やバイタル測定により診療に役立つ情報が得やすい
- かかりつけの患者の普段の様子を知っているため、**顔色等の変化に気づきやすい**
- **場のコントロール**ができる（時間の配分やトリアージ等）
- **難聴や認知症**の患者でも対応できる
- 痛いところなどに**直接触れる**など、身体所見を取ることができる
- 更に詳しい観察や聞き取りを看護師を介して実施でき、医師から患者への説明についても補強ができる
- デバイスなどを操作でき、診療に必要な医療情報の精度が上がる

看護師等遠隔診療補助加算（令和6年度診療報酬改定）

※ 医師はeラーニングを受講する必要あり

# へき地診療所等が実施するD to P with Nの推進

## へき地診療所等が実施するD to P with Nの推進

- へき地医療において、患者が看護師等といる場合のオンライン診療（D to P with N）が有効であることを踏まえ、へき地診療所及びへき地医療拠点病院において、適切な研修を修了した医師が、D to P with Nを実施できる体制を確保している場合の評価を、情報通信機器を用いた場合の再診料及び外来診療料に新設する。

### **（新） 看護師等遠隔診療補助加算 50点**

#### [算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、看護師等といる患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合に、所定点数に加算する。

#### [施設基準]

次のいずれにも該当すること。

- (1) 「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日医政発第529号）に規定するへき地医療拠点病院又はへき地診療所の指定を受けていること。
- (2) 当該保険医療機関に、へき地における患者が看護師等といる場合の情報通信機器を用いた診療に係る研修な研修を修了した医師を配置していること。
- (3) 情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。



へき地診療所又はへき地医療拠点病院の医師

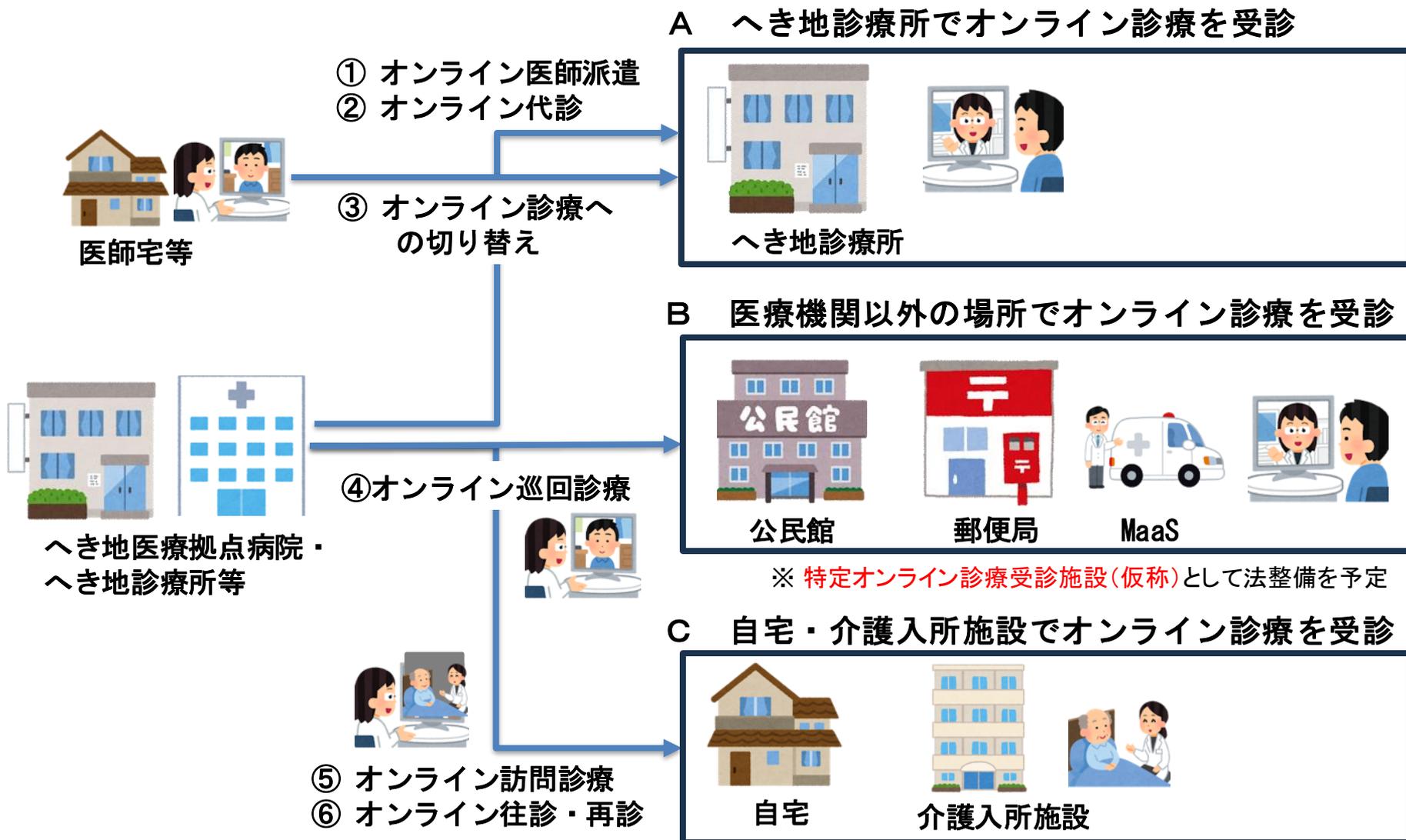


情報通信機器を用いた診療



患者が看護師等といる場合

# オンライン診療を組み合わせる6パターン



調剤薬局との連携が鍵

参照「へき地におけるオンライン診療等の手引き」

# オンライン診療では原則、院内処方を出せない



## 荒天時の離島等における、医師不在の場合の診療所の医薬品提供の在り方の検討

現行

### 薬剤師法

○ 原則として、**薬剤師でない者は調剤してはならない**こととしている。

また、院内処方においては、当該医療機関内において薬剤師による調剤又は**医師が自己の処方箋により自ら調剤**する必要がある。

### 支障

離島等において、フェリーの欠航等により診療所に医師・薬剤師が不在



**患者に医薬品を提供できない**

見直し後

※へき地及び離島における医薬品提供については、自治体、地域の関係者で協議し、薬剤師又は医師が調剤した者を供給できる体制を整えることが前提

○ 当該診療所の医師又は薬剤師が、オンライン※で**看護師等**が行う**医薬品の取り揃え**状況等を確認することで患者に医薬品を提供可能とする考え方や条件等を検討。

※ 映像及び音声の送受信による方法

### 効果

離島等において、フェリーの欠航等により診療所に医師・薬剤師が不在



医師による  
オンライン診療

看護師等が行う医薬品の  
取り揃え状況等を**確認**

**患者に医薬品を提供可能**

○ 離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について(抄)

(令和4年3月23日付け薬生総発0323第2号、医政総発0323第3号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医政局総務課長通知)

**調剤薬局との連携が鍵**

# 第7波：宿泊療養先から離島の患者にオンライン診療 ⑩



## 離島診療所の所長がCOVID-19に感染

山口県柳井市平郡島：人口250人

2021年から常勤体制（週4日）から非常勤体制（週2日）に変更

かかりつけ医（非常勤）がCOVID-19に感染し、本土から離島診療に行けず、10日間の療養期間中に宿泊療養施設から、かかりつけの患者に定期外来日の計3日間、離島診療所の看護師と連携し、オンライン診療で診察。汎用システムとクラウド型電子カルテを使用。

実証事業として数回オンライン診療の実施経験があったため、当日はスムーズに実施できた。

看護師と連携することで、認知症、難聴の方にも特に問題なく対応でき、外来診療だけでなく、訪問診療も予定通り対応できた。

土日夜間を中心に県外から  
オンライン診療が始まる



# 防府市も休日診療所でオンライン診療を組み合わせる



課題：平日1次救急を2次が対応期待される効果

- ① 2次・3次救急の負担軽減
- ② 休日対面診療の負担軽減
- ③ 災害時の診療支援

医師会員 & ふるさと診療ドクターが連携してオンライン診療を担当

ふるさと診療ドクター：山口県にゆかりのある医師

防府市休日診療所

2024.10月から

開設者：防府市長

管理者：防府医師会長

運営委託先：(株)JMインテグラル

- 平時から運用開始（週2日から）
- 2024年度の年末年始（2日間）
  - ・対面診療にオンライン診療を併用
  - ・実績：50名以上が利用
- 2025年～段階的に診療日を増やす

# オンライン診療のための診療所について

特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設についてより抜粋

## 通知のポイント

令和6年1月16日 医政総発0116第2号

1. オンライン診療のための医師非常駐の診療所について、必要性があると認めた場合においては、特例的に、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設を認めることとする（※1）。
2. オンライン診療が医療機関の事業として行われる場合であって、定期的に反覆継続して行われることのない場合又は一定の地点において継続して行われることのない場合については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」により、新たに診療所開設の手続を要しない場合がある。

### 1. オンライン診療のための診療所の開設の手続きが必要な場合



オンライン



自治体は開設の必要や「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が遵守されているか確認すること

### 2. 新たに診療所開設の手続を要しない場合

定期的に反覆継続しない場合（※2）

一定の地点において継続しない場合（※3）



オンライン



（※1）現状では、自宅でのオンライン診療の受診又は患者が必要とする医療機関の適時の利用が困難であり、オンライン診療の受診を希望する住民が存在する場合など、住民の受診機会が不十分であると考えられる理由の提出を求めること。

（※2）定期的に反覆継続（おおむね毎週2回以上とする。）して行われることのない場合

（※3）一定の地点において継続（おおむね3日以上とする。）して行われることのない場合

（※4）（※2）または（※3）の場合、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医政発第554号厚生省医務局長通知。）に準じて、新たに診療所開設の手続を要しないものとする

# ⑩ 総務省実証事業：柳井市平郡島の郵便局を活用



令和5年度は、  
石川県七尾市で実証



離島では全国初

離島の郵便局で、  
オンライン診療・  
オンライン服薬指導

令和6年度 郵便局等の公的地域基盤連携のあり方に関する調査研究

○ 期待される効果（課題も含めて検証中、、、）

- 1) オンライン診療により診療日が増やせる（2日→3日/週）
- 2) オンライン服薬指導により薬剤師も離島へき地医療に関わることができる
- 3) 院内処方による課題（処方可能薬が限定・不良在庫↑）が解決できる
- 4) 看護師の負担が軽減できる（本来業務ができる：タスクシフト）

# ⑨ 実装：周南市和田地区の郵便局を活用



## 山間部の郵便局に診療所、山口県周南市が全国初の本格導入... オンライン診察も可能に

2024/06/22 15:58

この記事をスクラップする

山口県周南市は医療機関がない山間部の和田地区の高瀬郵便局に、対面やインターネットのオンラインで診察する診療所を7月に開設すると発表した。市などによると、診療業務に郵便局を活用する取り組みは石川県七尾市が昨年度に実証事業として試みているが、本格導入は周南市が全国で初めてという。（河村輝樹）



巡回診療所が開設される高瀬郵便局

周南市地域医療課によると、日本郵便が協力し、高瀬郵便局の一室に巡回診療所を開設。オンライン診察を希望する人は、最初に市国民健康保険鹿野診療所から出向く医師が対面で診察し、オンラインでの経過観察が可能か判断する。その後のオンライン診察（8月から、第3火曜日を除く毎週火曜日）は予約制で、診療所に置かれたカメラ付きパソコンを通じて同診療所の医師が診る。

約5年前に民間診療所の医師が高齢を理由にリタイアし廃院となる

約1,000人の集落が無医地区に

支援する医師はなかなか見つからない

郵便局を活用したオンライン診療

郵便局の利用者の減少

新たなニーズに対応

空きスペースを活用

全国初の実装

## ⑥ 無医地区へオンライン巡回診療（山口市徳地）



○ 山口県山口市徳地（旧徳地町）

- ・ 約5000人（高齢化率50%を越える）
- ・ 地域唯一の常勤診療所
- ・ 無医地区が2カ所が手つかず

→ 2023年10月から医療MaaS×オンライン診療の巡回診療を実証実施、2024年2月から本格稼働

### 【医療MaaS×オンライン診療の利点】

- ・ 医師移動時間の短縮
- ・ 薬剤師など多職種との連携がしやすい
- ・ 公民館などオープンスペースでも診療場所の確保/プライバシーの確立が可能



モニターに映る医師の診察を受ける患者(右)



診療所でオンライン診療を行う医師



遠隔医療システム、大型モニター、ベッドなどを備えた MEDICAL MOVER の車内



看護師のサポートを受け MEDICAL MOVER に乗り込む患者

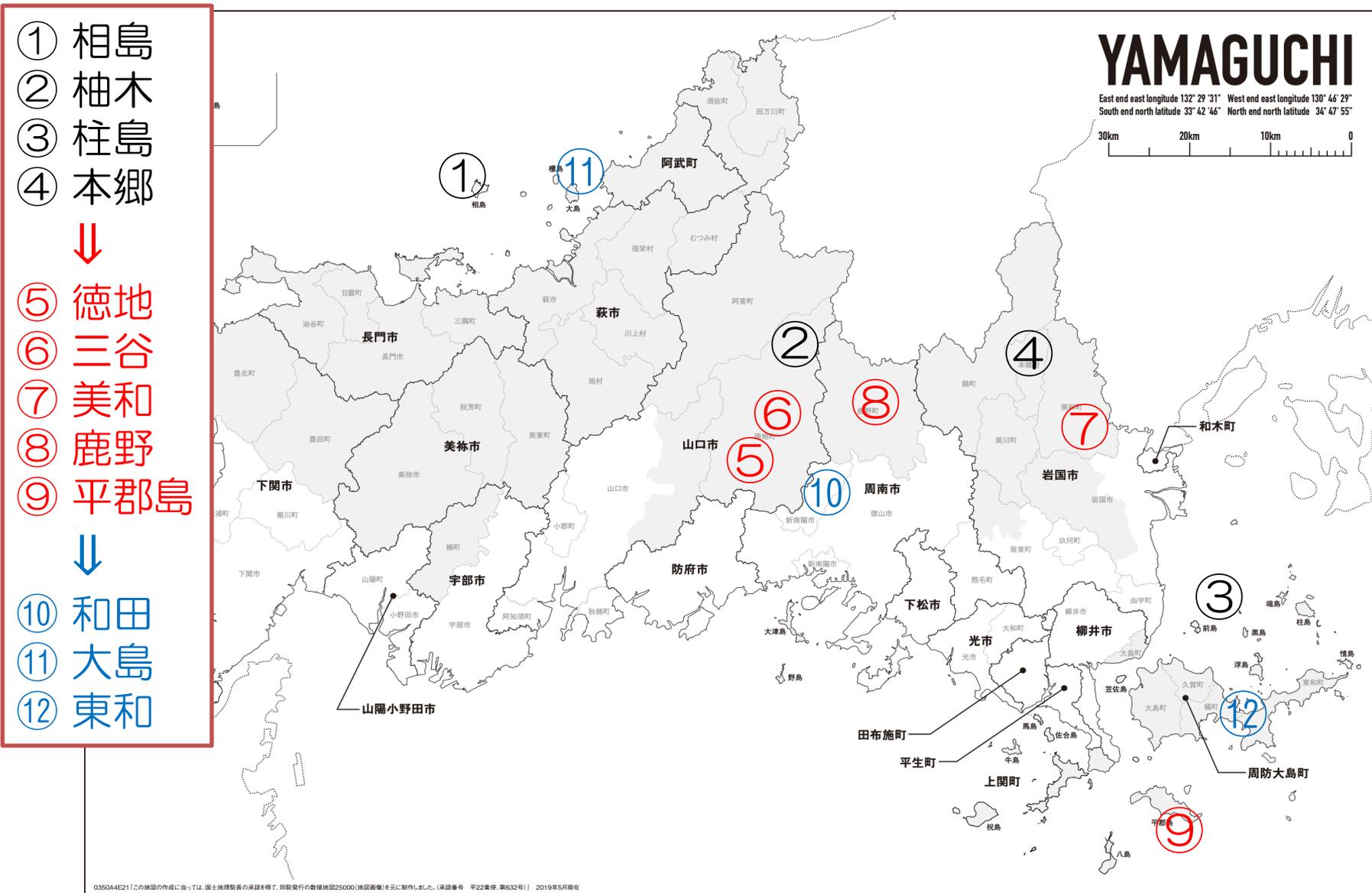


地域の公共施設を待合室として利用

トヨタ車体ホームページより

<https://toyota-shouyousya.com/topics/?p=563>

# 他のへき地でもオンライン診療を組み合わせ始める



03504E2「この地図の作成に当たっては、国土情報部長の承認を経て、国勢発行の数値地図25000(地図画像)を元に制作しました。(承認番号 平22兼保\_第632号)」 2019年5月現在

# 山口県の他のへき地に横展開



厚 科  
生 学  
労 研  
働 究



様 へ  
々 き  
な 地  
な に  
補 横  
助 展  
金 開  
等 を  
活 活  
用 用  
し して

- ① 相島：荒天時（定期船欠航）に巡回診療先にオンライン診療
- ② 柚木：訪問看護ステーションと連携し、巡回診療先の在宅医療を支援
- ③ 柱島：診療日をオンライン診療で増やす（2→3日/月）
- ④ 本郷：在宅医療にオンライン診療を組み合わせる



- ⑤ 徳地：在宅患者・高齢者施設にオンライン診療
- ⑥ 三谷：無医地区に医療MaaSを導入
- ⑦ 美和：医師不在の本郷診療所を支援  
5Gを活用した内視鏡支援（D to D）県実証から実装へ
- ⑧ 鹿野：5Gを活用した内視鏡支援（D to D）県実証から実装へ
- ⑨ 平郡島：スマートアイランド事業（国交省実証）  
郵便局を活用したオンライン診療・服薬指導（総務省実証）



- ⑩ 和田：郵便局を活用したオンライン診療（実装：厚労省補助金）
- ⑪ 大島：本土の指導医が離島の若手医師に支援（D to D）
- ⑫ 東和：医療&行政MaaS（内閣府：デジタル田園都市）

公益社団法人地域医療振興協会からの支援を受け  
自治体向けに「へき地のオンライン診療等の手引き」を作成中

# これからのへき地巡回診療 = 医療DXを組み合わせる



Medical Mover

巡回診療車



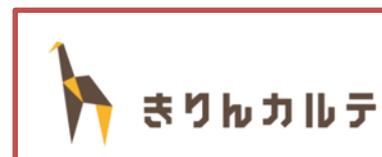
トヨタ車体  
TOYOTA AUTO BODY

×



Teladoc  
HEALTH

×



クラウド型電子カルテ



衛星通信

MediCruiser

巡回診療船



×



Teladoc  
HEALTH

×



クラウド型電子カルテ



多職種のオンラインによる支援にも期待

対面診療とオンライン診療を組み合わせることで医療を確保することが重要

# まとめ



- 1) へき地等の医療体制の維持に遠隔医療の活用が有効
- 2) 目指すゴールは「持続可能な地域包括ケアの推進」
- 3) へき地離島でのオンライン診療では、看護師との連携（DtoPwithN）が有効
- 4) 看護師は原則として薬を渡せず、薬局薬剤師との連携が重要
- 5) 有事に備え、平時から利用しておく

## 【参考資料】

- ・オンライン診療の適切な実施に関する指針（医政局医事課）
- ・オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針（医政局総務課）
- ・オンライン診療その他の遠隔医療に関する事例集（令和5年8月版：医政局総務課）
- ・令和4年3月23日事務連絡：離島等の医師・薬剤師不在時の医薬品提供の考え方
- ・令和5年5月18日事務連絡：へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について
- ・令和6年1月16日事務連絡：特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について